

○ ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について（抄）
 （平成 30 年 4 月 6 日老振発第 1 号・老老発第 3 号厚生労働省老健局振興課・老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>1 ADL維持等加算の概要</p> <p>ADL維持等加算は、一定の要件を満たす通所介護等サービスを提供する事業所（以下「通所介護等事業所」という。）において、評価対象期間（加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（基準に適合しているものとして<u>申し出た年</u>においては、<u>申出の日</u>の属する月から同年12月までの期間。）。）内に当該通所介護等サービスを利用した者のADLの維持又は改善の度合いが一定の水準を超える等の要件を満たした場合に、当該評価対象期間の翌年の4月から始まる年度における通所介護等サービスの提供につき加算を行うものである。</p> <p>ADL維持等加算の算定要件については、上記の告示及び通知を参照すべきものであるが、評価対象期間において当該加算を算定しようとする通所介護等事業所が満たすべき要件（「厚生労働大臣が定める基準」（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。）第16号の2イ参照。以下「加算の要件」という。）は以下の通りである。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 平成31年度以降のADL維持等加算の算定に係る事務の流れ</p> <p>(1) 事業所による届出について</p> <p>加算の要件を満たす通所介護等事業所が、平成31年度以降にADL維持等加算の算定を希望する場合は、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の<u>7月</u>までに「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算（申出）の有無」の<u>申出</u>（届出を行った翌年度以降に再度算定を希望する場合には、「ADL維持等加算（申出）の有無」の<u>申出</u>は不要であり、届出を行った翌年度以降に算定を希望しなくなった場合には、「ADL維持等加算（申出）の有無」を「なし」として<u>申し出る</u>ことが必要となる。）を行うとともに、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の3月15日までに、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」並びに「ADL維持等加算に係る届出書」の1から4まで及び5(3)から5(5)までの届出を行う必要がある。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>1 ADL維持等加算の概要</p> <p>ADL維持等加算は、一定の要件を満たす通所介護等サービスを提供する事業所（以下「通所介護等事業所」という。）において、評価対象期間（加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（基準に適合しているものとして<u>届け出た年</u>においては、<u>届出の日</u>の属する月から同年12月までの期間。）。）内に当該通所介護等サービスを利用した者のADLの維持又は改善の度合いが一定の水準を超える等の要件を満たした場合に、当該評価対象期間の翌年の4月から始まる年度における通所介護等サービスの提供につき加算を行うものである。</p> <p>ADL維持等加算の算定要件については、上記の告示及び通知を参照すべきものであるが、評価対象期間において当該加算を算定しようとする通所介護等事業所が満たすべき要件（「厚生労働大臣が定める基準」（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。）第16号の2イ参照。以下「加算の要件」という。）は以下の通りである。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 平成31年度以降のADL維持等加算の算定に係る事務の流れ</p> <p>(1) 事業所による届出について</p> <p>加算の要件を満たす通所介護等事業所が、平成31年度以降にADL維持等加算の算定を希望する場合は、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の<u>12月15日</u>までに「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算（申出）の有無」の<u>届出</u>（届出を行った翌年度以降に再度算定を希望する場合には、「ADL維持等加算（申出）の有無」の<u>届出</u>は不要であり、届出を行った翌年度以降に算定を希望しなくなった場合には、「ADL維持等加算（申出）の有無」を「なし」として<u>届出る</u>ことが必要となる。）が必要となる。）を行うとともに、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の3月15日までに、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」並びに「ADL維持等加算に係る届出書」の1から4まで及び5(3)から5(5)までの届出を行う必要がある。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>